給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度	2. 前年度	3. 前々年度
※区処理欄		

受付印

令和　年　月　日提出

（宛先）品川区長

給与支払者（特別徴収義務者）	
住所（居所）又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名	
法人番号	

特別徴収義務者指定番号	
個人連番	

※区市町村ごとに異なります。

担当者連絡先	
所属	
氏名	
電話	（内線　　）

給与所得者			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)−(イ)	異動年月日
受給者番号	フリガナ					
	氏名	（旧姓）	円	月から　月まで	月から　月まで	・・
生年月日	昭和・平成　年　月　日			円	円	
個人番号						
1月1日現在の住所						
異動後の住所						

異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他（特別徴収不可）	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収（納入日を必ず記入してください。） （　月分で納入（　月　日納期分）） 3. 普通徴収 （理由　　）

※「9.その他（特別徴収不可）」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1（普C）	給与が少なく税額が引けない
2（普D）	給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）
3（普E）	事業専従者（個人事業主のみ対象）

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	徴収予定 月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記(ウ)と同額）
1. 異動が　年12月31日までで、申出があったため。（　月　日申出）	・	円	円
	・	円	
2. 異動が　年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため。	・	円	

相続人・納税管理人の氏名等			
氏名		続柄	
住所			
電話			

死亡退職の場合で相続人の代表者または海外出国の場合で納税管理人となる方の連絡先がわかるときは、その方の「住所、氏名、続柄、電話番号」を記載してください。

◎転勤（転職）等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号		新規	法人番号	
新しい勤務先の住所（居所）又は所在地	〒			
フリガナ				
氏名又は名称				
代表者の職氏名				

担当者連絡先	
所属	
氏名	
電話	（内線　　）

新しい勤務先では

月割額　　円を

　　月分から徴収し、納入します。

受給者番号	
納入書の要否（新規の場合のみ記入）	要　・　不要

区記入欄

控送付 □

【提出・問い合わせ先】〒140-8715　東京都品川区広町2-1-36　品川区 総務部 税務課 課税担当　03-3777-1111（代）

ご注意

1. 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2. 「個人連番」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された個人連番を記載してください。
3. 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
ただし「給与所得者」の欄の「個人番号」には、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
新勤務先では下段の事項を記載し、1月1日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。
4. 1月1日から四月三十日までの間に退職等をした者に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務付けられています。（地方税法321条の5）